

塩谷町おためし暮らし体験住宅「おためしお家」ご利用上の注意

当宿泊施設はホテルや旅館と異なります。趣旨をご理解いただき、「ご利用案内」及び「ご利用上の注意」をお読みいただき、ルールを守ってご利用くださいますようお願いいたします。

1 お申し込みにあたって

- (1) お申し込みは、お電話等にて予約後、利用開始日の14日前までに必要書類の提出をお願いいたします。日程に変更がある場合には、同じく利用開始日の14日前までにご連絡ください。
- (2) 利用可能期間は、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日で7日以内になります。
- (3) 入退去の受付の時間は、年末年始（12月29日～1月3日）及び土日祝祭日を除く平日の午前9時から午後4時までとなっております。時間外の対応は出来ませんので、時間に余裕をもったご計画をお願いいたします。
- (4) 事故、災害等によるやむを得ない事情により、入居時間に遅れる場合には、早めに役場企画調整課までご連絡をお願いいたします。
- (5) お申し込みは、利用許可決定通知書をお受け取りいただいた段階で完了となります。利用許可決定通知書がお手元に届かない場合には、必ず企画調整課までご連絡をお願いいたします。

2 ご利用にあたって

- (1) 利用する施設を善良な良識をもって管理し、備品等の適切な取り扱いをお願いいたします。
- (2) 生ごみや油類（食用油など）を台所の流しやトイレに流さないでください。
- (3) 施設内は禁煙です。
- (4) ゴミはお持ち帰りいただき、ご自身で処理をお願いいたします。
- (5) 退去時の清掃が完了したら、電話等で役場企画調整課まで連絡をし、職員の確認を受けてください。
- (6) 退去の時間は年末年始（12月29日～1月3日）及び土日祝祭日を除く平日の午前9時から午後4時までとなっております。時間外の対応は出来ませんので、時間に余裕をもったご計画をお願いいたします。
- (7) 過度な光熱水費の使用が認められた場合、別途使用料を徴収させていただく場合がございます。

3 修繕費用の請求及び利用停止

- (1) 利用者の故意または過失により施設及び備品を破損した場合には、町より修繕に係る費用を請求する場合がございます。
- (2) 利用者の方の重大な違反が判明した場合には、利用期間中であっても利用の停止をする場合がございます。また、以後のご利用をお断りする場合がございます。

遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (2) 第三者に対し、施設を転貸し、若しくは利用させ、又は利用許可を受けた事項に係る権利を譲渡しないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) 施設(備付けの備品及び器具を含む。)を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清潔に保つこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) 施設に新たに設備を設置しないこと。
- (9) 施設の増築もしくは改築又は模様替えをしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

制限行為

利用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 営利又は非営利の事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 喫煙
- (7) 動物の飼育
- (8) 鍵の複製
- (9) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (10) 利用者以外の者を滞在させる行為
- (11) (1)～(10)に掲げるもののほか、施設の使用にふさわしくない行為